

○東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項

(平成30年4月1日)

改正 平成30年7月11日 平成31年4月1日規程第19号

令和元年11月1日 令和3年4月1日規程第15号

(設置)

第1条 東京農工大学保健管理センター運営規則第15条の規定に基づき、東京農工大学（以下「本学」という。）保健管理センターに、特別修学支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(目的)

第2条 支援室は、各学部、学府及び研究科(以下「学部等」という。)と連携し、修学上支援を必要とする学生への支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、修学上支援を必要とする学生とは、身体障害、精神障害、発達障害及びその他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により、本学において修学上支援の必要性が認められた者をいう。

(業務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 修学上支援を必要とする学生の支援に関する情報発信に関すること。
- (2) 修学上支援を必要とする学生の受入れに関する入学前相談及び個々具体の支援方針の策定に関すること。
- (3) 修学上支援を必要とする学生への修学相談及び修学支援に関すること。
- (4) 修学上支援を必要とする学生への支援に関わるボランティアの養成及び活動への協力に関すること。
- (5) 特別修学支援に関わる関連機関との連携に関すること。
- (6) 特別修学支援に関する調査・研究及び支援教材の開発に関すること。
- (7) その他修学上支援を必要とする学生への支援に関すること。

(室長)

第5条 支援室に、室長を置く。

2 室長は、保健管理センター所長が保健管理センターの専任教員の中から1名を指名する。

(組織)

第6条 支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 特別修学支援室室長
- (2) 保健管理センターの専任教員から選出された教員 3人
- (3) その他保健管理センター所長が必要と認めた者

(特別修学支援実施委員会)

第7条 支援室と学部等が連携・協力し、修学支援等を必要とする学生の修学及び学生生活の支援を行うほか、全学的な支援事業を実施するため、特別修学支援実施委員会(以下「実施委員会」という。)を置く。

2 実施委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健管理センター所長
- (2) 特別修学支援室室長
- (3) 保健管理センターの専任教員から選出された教員 3人
- (4) 農学府・農学部教育委員会委員長及び工学府・工学部教育委員会委員長
- (5) 農学府・農学部学生生活委員会委員長及び工学府・工学部学生生活委員会委員長
- (6) 学務部長

- (7) 学務部学務課長
- (8) 学務部入試企画課長
- (9) 府中地区事務部学生支援室長及び小金井地区事務部学生支援室長
- (10) その他次項に規定する委員長が必要と認めた者

3 実施委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

(事務)

第8条 支援室及び実施委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、支援室及び実施委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月11日)

この要項は、平成30年7月11日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規程第19号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月1日)

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規程第15号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。